

事業者による合理的配慮の義務化

大阪府では、障がい者差別のない共生社会の実現をより一層推進するため、


大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より施行します。


これまでは障害者差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化します。


たとえば...

合理的配慮って？

障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除くために、何らかの対応を必要とするとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

- 

視覚障がいのある人から書類の読み上げを求められたので対応する。
- 

車いす利用者が移動しやすいように店内の段差にスロープを渡す。
- 

自筆が困難な人からの申出を受けて意思確認を行った上で代筆する。

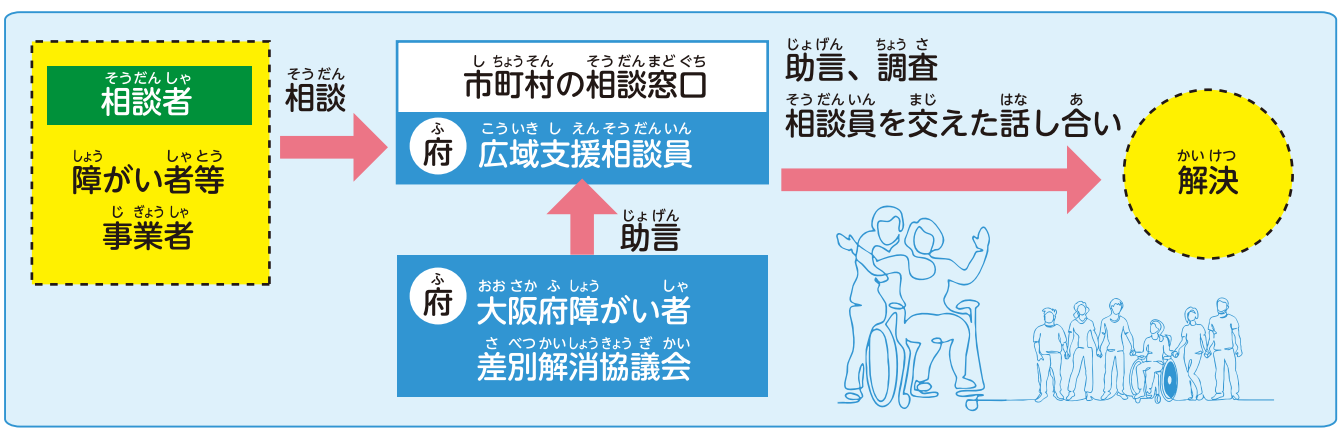
※障がい特性により本人による意思の表明が困難な場合は、家族等コミュニケーションを支援する方が本人を補佐して行う意思の表明についても本人の意思とみなします。

相談と解決の流れ

障がいを理由とした差別に関するお困りごとがあった際は、まずはお住まいの市町村にご相談ください。

事業者と障がいのある人どちらからも受け付けます。

大阪府の広域支援相談員への相談も可能です。それでも解決しなかった場合は、あっせんの制度もあります。



市町村の相談窓口と広域支援相談員の連絡先はQRコードから



大阪府 市町村の相談窓口 連絡先



お問い合わせ先
大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
電話：06-6944-6271 FAX：06-6942-7215